

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

津市長 松田直久

#### 津市規則第4号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(津市事務分掌規則の一部改正)

第1条 津市事務分掌規則(平成18年津市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第8条並びに第9条第1項及び第2項中「助役」を「副市長」に改める。

(津市収入役の補助組織設置規則の一部改正)

第2条 津市収入役の補助組織設置規則(平成18年津市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法」を「地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第2項の規定によりなお効力を有するものとされる改正前の地方自治法」に改める。

(津市教育長等の市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則の一部改正)

第3条 津市教育長等の市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則(平成18年津市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条第1項中「助役」を「副市長」に改める。

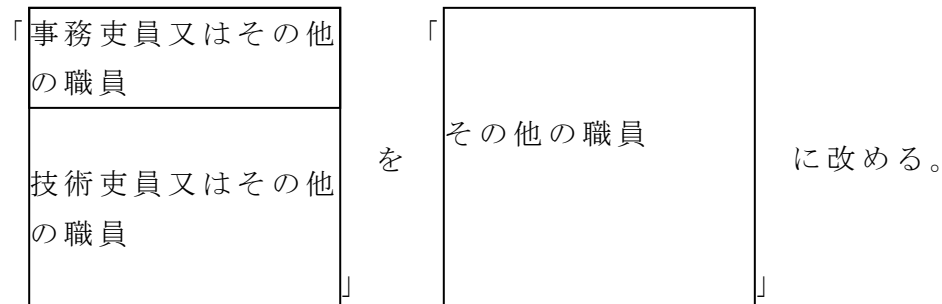
(津市職員の職名に関する規則の一部改正)

第4条 津市職員の職名に関する規則(平成18年津市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「吏員である職員」を「事務職員又は技術職員」に改め、「事務吏員又は技術吏員の職名及び」を削る。

別表主事の項中「事務吏員」を「事務職員」に改め、同表技師の項中「技術吏員」を「技術職員」に改め、同表主事補の項中「その他の職員」を「事務職員」に改め、同表技師補の項中「リ」を「技術職員」に改め、同表司書の項中「事務吏員」を「事務職員」に改め、同表査察指導員の項中「事務吏員又は技術吏員」を「事務職員又は技術職員」に改め、同表保育士の項中「事務吏員又はその他の職員」を「事務職員等」に改め、同表医師の項中「技術

吏員」を「技術職員」に改め、同表看護師の項中「技術吏員又はその他の職員」を「技術職員」に改め、同表薬剤師の項中「技術吏員」を「技術職員」に改め、同表栄養士の項中「技術吏員又はその他の職員」を「技術職員」に改め、同表清掃指導員の項中「事務吏員又は」を削り、同表技術員の項中



(津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第5条 津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成18年津市規則第27号)の一部を次のように改正する。

附則別表の2級の項中「吏員の職務」を「職員の職務(技能労務の職務を除く。)」に改め、同表の3級の項中「吏員の職務」を「職員の職務(技能労務の職務を除く。)」に、「(技能労務職に限る。)」を「に係る技能労務」に改め、同表の4級の項中「(技能労務の職を含む。)の職務」を「の職務(技能労務の職務を含む。)」に改め、「副主幹の職務」の次に「(技能労務の職務を含む。)」を加える。

別表第1の2級の項中「吏員の職務」を「職員の職務(技能労務の職務を除く。)」に改め、同表の3級の項中「吏員の職務」を「職員の職務(技能労務の職務を除く。)」に、「(技能労務職に限る。)」を「に係る技能労務」に改め、同表の4級の項中「(技能労務の職を含む。)の職務」を「の職務(技能労務の職務を含む。)」に改める。

(津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 津市職員等の旅費に関する条例施行規則(平成18年津市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「助役」を「副市長」に改める。

(津市市税条例施行規則の一部改正)

第7条 津市市税条例施行規則(平成18年津市規則第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し及び同条中「市吏員」を「市職員」に改め、同条各号中「吏員」を「職員」に改める。

(津市建設工事執行規則の一部改正)

第8条 津市建設工事執行規則(平成18年津市規則第41号)の一部を次の

ように改正する。

第18条第2項中「技術吏員」を「技術職員」に改める。

(津市会計規則の一部改正)

第9条 津市会計規則(平成18年津市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第21号様式、第22号様式(その1)及び第22号様式(その2)中「助役」を「副市長」に改める。

(津市物品会計規則の一部改正)

第10条 津市物品会計規則(平成18年津市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第1号様式、第4号様式、第6号様式及び第7号様式中「助役」を「副市長」に改める。

(津市生活保護法施行取扱規則の一部改正)

第11条 津市生活保護法施行取扱規則(平成18年津市規則第86号)の一部を次のように改正する。

第10号様式及び第11号様式中「交付吏員印」を「交付職員印」に改める。

(津市火入れに関する条例施行規則の一部改正)

第12条 津市火入れに関する条例施行規則(平成18年津市規則第175号)の一部を次のように改正する。

第6条(見出しを含む。)及び第4号様式中「火入れ調査吏員証」を「火入れ調査職員証」に改める。

(津市災害対策本部に関する条例施行規則の一部改正)

第13条 津市災害対策本部に関する条例施行規則(平成18年津市規則第231号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「助役」を「副市長」に改める。

(津市助役事務分担規則の一部改正)

第14条 津市助役事務分担規則(平成18年津市規則第242号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市副市長事務分担規則

本則中「助役」を「副市長」に改める。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる職名を付与さ

れていた職員は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる職名を付与されたものとする。

事務吏員	事務職員
技術吏員	技術職員
主事補	事務職員
技師補	技術職員

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

津市長 松田直久

#### 津市規則第5号

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年津市規則第27号）の一部を次のように改正する。

附則別表の6級の項中「副総合支所長」の次に「（久居総合支所副総合支所長を除く。）」を加え、同表の7級の項中「担当理事等）」の次に「並びに久居総合支所長」を加え、「工事事務所長」を「久居工事事務所長」に改め、「5 総合支所」を「6 総合支所」に、「4 総合支所長の職務」を「4 総合支所長（久居総合支所長を除く。）の職務  
5 久居総合支所副総合支所長の職務」に改め、同表の8級の項中「総合支所長」の次に「（久居総合支所長に限る。）」を加える。

別表の6級の項中「副総合支所長」の次に「（久居総合支所副総合支所長を除く。）」を加え、同表の7級の項中「担当理事等）」の次に「並びに久居総合支所長」を加え、「工事事務所長」を「久居工事事務所長」に改め、「5 総合支所」を「6 総合支所」に、「4 総合支所長の職務」を「4 総合支所長（久居総合支所長を除く。）の職務  
5 久居総合支所副総合支所長の職務」に改め、同表の8級の項中「総合支所長」の次に「（久居総合支所長に限る。）」を加える。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

津市職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

津市長 松田直久

## 津市規則第6号

津市職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(津市職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第1条 津市職員の給与の支給に関する規則(平成18年津市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「割合は」を「額は」に、「割合(」を「月額(」に、「割合)」を「月額)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「額に」を「月額に」に、「額と」を「月額と」に改め、同項を同条第4項とする。

第22条第2号を次のように改める。

三重短期大学学長

附則第3項の見出し中「額」を「月額」に改め、同項中「額は」を「月額は」に、「割合(」を「月額(」に、「割合)を乗じて得た額」を「月額)」に改める。

附則第4項の前の見出しを削り、同項中「算出に係る割合」を「月額」に、「割合と」を「額と」に改める。

附則第5項中「第6項」を「附則第6項」に、「算出に係る割合」を「月額」に、「間」を「間に」に、「割合と」を「額と」に改める。

附則第6項中「第7項」を「附則第7項」に、「算出に係る割合」を「月額」に改める。

附則に次の2項を加える。

(給料及び管理職手当等に係る特例の適用除外)

7 条例附則第11項の規則で定める者は、別表第1に掲げる職にある者(同表行政職給料表の職務の級5級の項の中欄に掲げる職にある者を除く。及び同表行政職給料表の職務の級5級の項の中欄に掲げる職にある者(津市管理職員等の範囲を定める規則(平成18年津市公平委員会規則第7号)別表右欄に掲げる職にある者並びに水道局並びに消防本部及び消防署の調整担当主幹、水道総務課の経営管理担当の担当主幹、消防総務課の人事研修担当の担当主幹、消防署分署長並びに消防署分遣所長に限る。以下「調

整担当主幹等」という。)とする。

(管理職手当の特例)

- 8 条例附則第12項の規則で定める者は前項に規定する者とし、条例附則第12項の規定による管理職手当の月額を別表第1の中欄に掲げる職にある職員の区分に応じて、同表の右欄に掲げる月額と津市職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成19年津市規則第 号)附則第2項の規定による管理職手当との合計額から、当該月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

行政職給料表の職務の級8級の職員及び三重短期大学学長 100分の10

行政職給料表の職務の級7級の職員 100分の7

行政職給料表の職務の級6級の職員並びに三重短期大学学生部長及び三重短期大学附属図書館長 100分の5

行政職給料表の職務の級5級の職員(調整担当主幹等に限る。) 100分の3

別表第1を次のように改める。

別表第 1 ( 第 7 条、第 2 2 条関係 )

職務の級の区分	職	月 額
行政職給料表の 職務の級 8 級	1 消防長、水道局長	1 0 3 , 7 0 0 円
	2 困難な業務を所掌する部長等 ( 津市事務分掌規則 ( 平成 1 8 年津市規則第 6 号。以下「分掌規則」という。 ) 第 4 条第 1 項第 1 号に規定する部長、同条第 5 項第 1 号に規定する担当理事、消防次長、三重短期大学事務局長、教育次長及び議会事務局長をいう。以下同じ。 )	1 0 3 , 7 0 0 円
	3 困難な業務を所掌する総合支所長 ( 久居総合支所長に限る。 )	9 4 , 3 0 0 円
行政職給料表の 職務の級 7 級	1 部長等、久居総合支所長	8 3 , 9 0 0 円
	2 部次長等 ( 分掌規則第 4 条第 1 項第 2 号に規定する室次長及び部次長、担当参事 ( 総合支所の担当参事を除く。 )、消防署長 ( 消防監以上の階級にある者に限る。 )、副収入役、水道局次長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長、監査事務局長並びに議会事務局次長をいう。 )	7 9 , 5 0 0 円
	3 久居工事事務所長、総合支所長 ( 久居総合支所長を除く。 ) 及び久居総合支所副総合支所長	7 5 , 1 0 0 円
	4 総合支所の担当参事	7 0 , 7 0 0 円
行政職給料表の 職務の級 6 級	1 課長等 ( 分掌規則第 4 条第 1 項第 3 号に規定する課長並びに消防本部、水道局、教育委員会事務局及び議会事務局の課長、同条第 3 項に規定する室長、担当副参事 ( 総合支所の担当副参事を除く。 )、津リージョンプラザ館長、津市アストプラザ館長、津市西部クリーンセンター所長、津市クリーンセンターおおたか所長、津市白銀環境清掃センター所長、津市安芸・津衛生センター所長、津市中央保健セン	6 6 , 4 0 0 円



	<p>ター所長、津市ポルタひさいふれあいセンター所長、消防署長（消防監以上の階級にある者を除く。）、消防署副署長、消防署分署長（消防司令長以上の階級にある者に限る。）、収入役室長、三重短期大学事務局次長、津市津図書館長、津市図書館図書事務長、選挙管理委員会事務局次長、農業委員会事務局次長並びに監査事務局次長をいう。）</p>	
	2 副総合支所長（久居総合支所副総合支所長を除く。）	66,400円
	3 総合支所の課長、室長及び担当副参事、教育委員会事務局事務所長	62,200円
行政職給料表の 職務の級5級	1 担当主幹	55,200円
	2 東京事務所の副所長、出張所の所長（行政職給料表の7級の職務にある者に限る。）、津市中央市民館長、津市河芸美化センター事務長、津市クリーンセンターくもず事務長、津市中央保健センター副所長、津市中央浄化センター所長、津市サンヒルズ安濃館長、津市とことめの里一志内一志温泉館長、津市とことめの里一志内津市一志福祉センター所長、水道局水道事業所の所長、消防署指揮指令、消防署分署長（消防司令長以上の階級にある者を除く。）、消防署分遣所長（消防司令以上の階級にある者のうち消防長が特に定める者に限る。）、津市津図書館副館長、津市久居ふるさと文学館長、津市河芸図書館長、津市芸濃図書館長、津市美里図書館長、津市安濃図書館長、津市きらめき図書館長、津市一志図書館長、津市うぐいす図書館長、津市白山総合文化センター館長	55,200円
教育職給料表（	三重短期大学学長	123,100円

一)の職務の級 4級		
教育職給料表(一)の職務の級 4級から1級まで	三重短期大学学生部長、三重短期大学附属 図書館長	81,300円
備考 他の職を兼ねている場合は、いずれか上位の月額とする。		

(津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成18年津市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第11条から第13条までを次のように改める。

第11条から第13条まで 削除

第14条第1項中「第9条第4項ただし書」を「第9条第1項」に改め、同条第2項中「又は最高の号給を超える給料月額」を削る。

第14条の3の見出し中「職員等」を「職員」に改め、同条中「又は最高の号給を超える給料月額」を削る。

(津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則(平成18年津市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第31条第3項」を「第31条第4項」に改める。

第2条第1項中「管理職員の占める職に係る津市職員の給与の支給に関する規則(平成18年津市規則第26号)別表第1に掲げる割合に応じ、次に掲げる」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

行政職給料表の職務の級8級の職員及び同表の職務の級7級の職員(部長等(津市事務分掌規則(平成18年津市規則第6号)第4条第1項第1号に規定する部長、同条第5項第1号に規定する担当理事、消防次長、三重短期大学事務局長、教育次長及び議会事務局長をいう。以下同じ。)及び久居総合支所長に限る。)並びに三重短期大学学長 12,000円

行政職給料表の職務の級7級の職員(部長等及び久居総合支所長を除く。)及び同表の職務の級6級の職員並びに三重短期大学学生部長及び三重短期大学附属図書館長 10,000円

行政職給料表の職務の級5級の職員 8,000円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 津市職員の給与に関する条例(平成18年津市条例第42号。以下「条例」という。)第18条第1項の規定により管理職手当を支給される職員のうち、第1条の規定による改正後の津市職員の給与の支給に関する規則(以下「新規則」という。)第7条の規定による管理職手当が経過措置基準額に達しな

いこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員（以下「同一給料表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、上位職相当職員（同日において占めていた第1条の規定による改正前の津市職員の給与の支給に関する規則（以下「旧規則」という。）別表第1に掲げる職より高い職に相当する新規則別表第1に掲げる職を占める職員をいう。）又は相当職職員（同日において占めていた旧規則別表第1に掲げる職に相当する新規則別表第1に掲げる職を占める職員をいう。第3号において同じ。） 同日にその者が受けていた管理職手当

同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位職相当職員（同日において占めていた旧規則別表第1に掲げる職より低い職に相当する新規則別表第1に掲げる職を占める職員をいう。第4号において同じ。） 同日に旧規則別表第1に掲げる職より低い職に相当する新規則別表第1に掲げる職を占めていたとしたならばその者が受けることとなる管理職手当

同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当職職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当

同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位職相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧規則別表第1に掲げる職より低い職に相当する新規則別表第1に掲げる職を占めていたとしたならばその者が受けることとなる管理職手当

施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当

前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして市長が定める職員 前各号の規定に準じて市長が定める額

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

津市長 松田直久

津市規則第7号

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成18年津市規則第270号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の表中「100分の13」を「100分の14」に、「100分の1」を「100分の2」に改める。

附則第4項中「）以後」を「以後」に、「平成19年1月1日から」を「平成20年1月1日から」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び津市職員及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害見舞金の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

津市長 松田直久

## 津市規則第8号

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び津市職員及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害見舞金の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(平成18年津市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

(就業の場所から勤務場所への移動等)

第2条の4 条例第2条の2第1項第2号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。

- (1) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動
- (2) 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動

ア 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3条第1項の適用事業に係る就業の場所

イ 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)第1条第1項に規定する職員の勤務場所

ウ その他勤務場所並びにア及びイに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第2条の2第1項第2号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項
- (2) 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

3 条例第2条の2第1項第3号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する職員と均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。

第 1 1 条第 1 項中「地方公務員災害補償法（昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第 1 7 条第 1 項中第 8 号及び第 9 号を削り、第 1 0 号を第 8 号とし、第 1 1 号から第 2 1 号までを 2 号ずつ繰り上げ、第 2 2 号を削る。

附則第 5 項中「障害の等級」を「障害等級」に、「第 2 9 条第 6 項」を「第 2 9 条第 8 項」に改める。

附則第 6 項第 1 号中「第 7 級以上の等級」を「第 7 級以上の障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項第 2 号中「第 8 級以下の等級」を「第 8 級以下の障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第 2 1 号様式 1 号紙を次のように改める。



第21号様式（第26条関係）

災害発生年度		年度	職名	福祉事業記録簿			1号紙
申請者の氏名等	年月日生	被災職員との続柄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 遺族	治ゆ年月日	年月日	障害補償(第	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当級)
申請者の住所				申請者が遺族の場合被災職員の死亡年月日	年月日		
種類	実施内容			支払金額	支払年月日	備考	
外科後処置					年月日		
補装具							
リハビリテーション							
休養							
アフターケア							
休業援護金							
在宅介護を行う介護人の派遣							
奨学援護金							
就労体育援護金							
傷病特別支給金							
障害特別支給金							

遺族特別支給金				
障害特別援護金				
遺族特別援護金				
傷病特別給付金				
障害特別給付金				
遺族特別給付金				
障害差額特別給付金				
長期家族介護者援護金				
振込先金融機関名	銀行	支店		
口座番号				

第 2 3 号様式中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

(津市職員及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害見舞金の支給に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 津市職員及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害見舞金の支給に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式及び第 5 号様式中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第 1 7 条第 1 項各号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、施行日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。

津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

津市長 松田直久

## 津市規則第9号

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長公室の表政策課の部政策担当の項中第10号を削り、第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 自治の基本に係る条例に関すること。

別表第1総務部の表総務課の部総務議事担当の項中第18号を第19号とし、第5号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 市章に関すること。

別表第1総務部の表広報広聴課の部広報担当の項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 市の花、木及び鳥並びに市民歌に関すること。

別表第1市民部の表人権課の部人権啓発担当の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 非核平和に係る事業の推進に関すること。

別表第1健康福祉部の表福祉管理課の部地域福祉担当の項第10号中「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に改める。

別表第1都市計画部の表都市管理課の部交通政策担当の項第4号を次のように改める。

(4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に係る基本構想に関すること。

別表第1都市計画部の表公園緑地課の部公園担当の項第6号中「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に改め、同表建築指導課の部建築審査担当の項第4号中「住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）」を「独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）」に改め、同部建築安全担当の項第5号中「三

重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定建築物の計画の認定等に関すること。

別表第1建設部の表道路維持課の部道路維持担当の項第4号中「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に改める。

別表第3総務部総務課の表地域振興室の部地域振興担当の項第1号中「調整」を「総合調整」に改め、同項第2号中「連絡調整」を「総合調整」に改める。

別表第3都市計画部都市計画課の表開発指導室の部開発指導担当の項第5号中「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

津市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

津市長 松田直久

津市規則第10号

津市公印規則の一部を改正する規則

津市公印規則（平成18年津市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表市長印の項中

「 契約書、覚書、協定書 その他契約に相当するもの 」	を	「 契約書、覚書、協定書 その他契約に相当するもの（専用公印の使用の範囲に属しない事項に限る。） 」	に、
--------------------------------------	---	-------------------------------------------------------------	----

「 総合支所長専決事項及び教育委員会事務局事務所長専決事項（契約書、覚書、協定書その他契約に相当するものを除く。） 」	を	「 総合支所長専決事項（契約書、覚書、協定書その他契約に相当するものを除く。）及び教育委員会事務局事務所長専決事項 」	に、
-------------------------------------------------------------------	---	-------------------------------------------------------------------	----

「 課長（室長）専決事項（ 」	「 課長（室長）専決事項 」
-----------------------	----------------------

契約書、覚書、協定書  
その他契約  
に相当する  
ものを除く。)

を

に改め、同表市長職務代理者印の項中

契約書、覚書、協定書  
その他契約  
に相当する  
もの

を

契約書、覚書、協定書  
その他契約  
に相当する  
もの（専用  
公印の使用  
の範囲に属  
しない事項  
に限る。）

に、

総合支所長  
専決事項及  
び教育委員  
会事務局事  
務所長専決  
事項（契約  
書、覚書、  
協定書その  
他契約に相  
当するもの  
を除く。）

を

総合支所長  
専決事項（  
契約書、覚  
書、協定書  
その他契約  
に相当する  
ものを除く。）  
及び教育委  
員会事務局  
事務所長専  
決事項

に、

課長（室長）  
専決事項（  
契約書、覚  
書、協定書  
その他契約

を

課長（室長）  
専決事項

に改め、同表助役印の項を次のように

に相当する  
ものを除く。) 」

改める。

副市長印	三重県 津市副 市長印	れい書	方18	一般	総務課文書 管理担当の 担当主幹又 は担当副主 幹	1
------	-------------------	-----	-----	----	---------------------------------------	---

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。



津市知的障害者共同生活援助事業所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

津市長 松田直久

#### 津市規則第11号

津市知的障害者共同生活援助事業所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市知的障害者共同生活援助事業所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第112号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市知的障害者一体型指定共同生活介護事業所等の設置及び管理に関する条例施行規則

第1条中「津市知的障害者共同援助事業所の設置及び管理に関する条例」を「津市知的障害者一体型指定共同生活介護事業所等の設置及び管理に関する条例」に改める。

第2条第1項中「知的障害者共同生活援助事業所指定管理者指定申請書」を「知的障害者一体型指定共同生活介護事業所等指定管理者指定申請書」に改める。

第3条中「知的障害者共同生活援助事業所」を「知的障害者一体型指定共同生活介護事業所及び知的障害者一体型指定共同生活援助事業所」に、「グループホーム」を「一体型指定ケアホーム等」に改める。

第4条から第6条までの規定中「グループホーム」を「一体型指定ケアホーム等」に改める。

別記様式中「知的障害者共同生活援助事業所指定管理者指定申請書」を「知的障害者一体型指定共同生活介護事業所等指定管理者指定申請書」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

津市長 松田直久

#### 津市規則第12号

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第88号）の一部を次のように改正する。

別表備考4を次のように改める。

- 4 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合における入所負担金の額は、年齢の高い順に2人目の児童にあつては（ ）の額を、3人目以降の児童にあつては〔 〕の額を適用する。

また、同一世帯から保育所に入所している児童のほか、幼稚園又は認定こども園に入園している児童がある場合における当該保育所に入所している児童に係る入所負担金の額は、当該幼稚園又は認定こども園に入園している児童を含めて年齢の高い順に2人目の児童にあつては（ ）の額を、3人目以降の児童にあつては〔 〕の額を適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

津市長 松田直久

#### 津市規則第13号

津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則（平成18年津市規則第87号）の一部を次のように改正する。

別表備考第4項第3号中「社会福祉法施設」を「社会福祉施設」に、「又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の10及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の11に定める施設訓練等支援費の受給者」を「、児童福祉法第24条の2に定める障害児施設給付費若しくは障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条に定める自立支援給付（同法第5条第5項、第6項及び第13項から第15項までに規定するサービスに係るものに限る。）の受給者又は同法附則第22条の規定による支給決定を受けている者」に改め、同号ア中「身体障害者福祉法」の次に「（昭和24年法律第283号）」を加え、同号ウ中「障害基礎年金手当等」を「障害基礎年金等」に改め、同号に次のように加える。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

別表備考第5項を削り、同表備考第6項第2号中「300,000円」を「350,000円」に改め、同項を同表備考第5項とし、同表備考中第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市林道維持管理規則をここに公布する。

平成19年3月30日

津市長 松田直久

## 津市規則第14号

### 津市林道維持管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本市が維持管理する林道の保全と通行の安全を図るため、林道の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「林道」とは、本市が保有する民有林林道台帳に記載された林道をいう。

(管理者)

第3条 林道は、市長（以下「管理者」という。）が管理する。

(管理者の責務)

第4条 管理者は、林道を常時良好な状態に保つよう維持し、又は修繕し、利用者の交通に支障のないよう努めるものとする。

(災害等に対する措置)

第5条 管理者は、林道が災害その他の理由により損傷したときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(標識等の設置)

第6条 管理者は、林道の構造の保全及び交通の安全を図るため、必要な場所に道路標識その他の標識を設置するものとする。

(禁止行為)

第7条 管理者は、次に掲げる行為を禁止することができる。

- (1) みだりに林道を損傷し、又は汚損すること。
- (2) みだりに林道に木材、土石等の物件を放置し、又は林道の構造及び通行に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、その林道を現状に回復させ、又は賠償させることができる。

(通行の禁止又は制限)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、通行を禁止し、又は制限することができる。この場合において、管理者は、必要な箇所にその旨を提示するものとする。

- (1) 林道の破損、欠壊その他の事由により通行が危険であると認められるとき。
- (2) 林道に関する工事の施行のため、通行が困難であると認められるとき。
- (3) 林道の保全を害するおそれがあると認められる車両の通行のとき。
- (4) その他管理者が必要と認めるとき。

(林道利用の申請)

第9条 次に掲げる施設を設けて林道を利用しようとする者は、林道利用（利用変更）申請書（第1号様式。以下「利用申請書」という。）により管理者の承認（以下「利用承認」という。）を受けなければならない。利用承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 林産物又は土石の集積場又は積載施設
- (2) 工事用施設又は工事用材料置場
- (3) 用排水管又は水管
- (4) その他林道の構造又は通行に支障を及ぼすおそれのある施設

(利用の承認及び条件)

第10条 利用承認は、林道利用承認書（第2号様式。以下「利用承認書」という。）の交付によりこれを行うものとする。

2 管理者は、利用承認に林道の管理上必要な条件を付することができる。

(利用承認の取消し等)

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、林道の利用を停止し、又は利用承認を取り消すことができる。

- (1) 利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）がこの規則に違反したとき。
- (2) 利用者による林道の利用方法に適正を欠き、林道の維持管理に支障を来すおそれがあると認められるとき。
- (3) その他林道の維持管理のため必要があるとき。

(損害賠償)

第12条 前条の場合において、利用者に損害が生じても本市は、その責めを負わない。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第9条関係）

林道利用（利用変更）申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒            ）

住 所

申請者 氏 名

㊞

法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

電 話

利 用

次のとおり林道を            したいので、申請します。

利用変更

利用の目的		
利用の期間		
利用の場所	路線名	林道
	場 所	
利用面積		
工作物又は施設の構造		
備 考		

添付書類

- 1 利用場所の見取図、平面図及び設計図
- 2 その他管理者が求める書類

備考 利用変更の場合にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを括弧書きすること。

第2号様式（第10条関係）

林道利用（利用変更）承認書

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

利 用

年 月 日付けで申請のあった林道 について、次のとおり承認  
利用変更

します。

利用の目的		
利用の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	
利用の場所	路線名	林道
	場 所	
利用面積		
工作物又は 施設の構造		
遵守事項	1 利用期間の満了の時は、直ちに施設物を撤去し、道路を原形に復旧すること。 2 上記に要する費用は、すべて申請者の負担とする。 3 原形に復旧することが困難なとき、又は不相当と認められるときは、その構造について必要な指示を受けること。 4 その他規則に定める事項を遵守すること。	
条 件		

津市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

津市長 松田直久

津市規則第15号

津市会計規則の一部を改正する規則

津市会計規則（平成18年津市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「収入役室長及び選挙管理委員会事務局長」を「議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長、監査事務局長及び収入役室長」に改め、同条第4号中「並びに農業委員会事務局長」を「、農業委員会事務局次長、監査事務局長（事務局次長が置かれる場合にあつては事務局次長）並びに議会事務局議会総務課長」に改める。

第50条の見出しを「（公金取扱時間）」に改め、同条第2項中「執務時間」の次に「のうち午前9時から午後4時まで」を加える。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。



津市終末処理場の設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成19年3月30日

津市長 松田直久

津市規則第16号

津市終末処理場の設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則

津市終末処理場の設置及び管理に関する規則（平成18年津市規則第190号）の一部を次のように改正する。

第3条の表津市雲林院浄化センターの項の次に次のように加える。

津市椋本浄化センター
------------

津市芸濃町椋本2576番地
---------------

第3条の表津市一志浄化センターの項を削る。

附 則

この規則は、平成19年3月31日から施行する。

津リージョンプラザ内お城ホール及び展示・会議施設に関する規則の一部を  
改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

津市長 松田直久

#### 津市規則第17号

津リージョンプラザ内お城ホール及び展示・会議施設に関する規則の一  
部を改正する規則

津リージョンプラザ内お城ホール及び展示・会議施設に関する規則（平成1  
8年津市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第5号様式までの規定中「電子黒板 拡声装置」を「移動用  
スクリーン」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。